

## 第3次札幌市児童相談体制強化プラン（素案）【概要版】

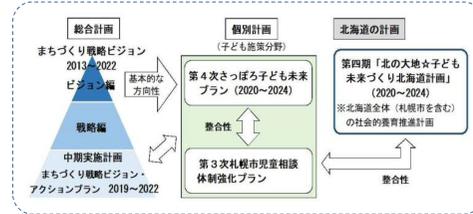
## 1 強化プランの策定にあたって

## 1 強化プラン策定の趣旨

札幌市では、増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談体制の強化を進めてきたところであるが、令和元年6月には児童虐待死亡事故が再び発生してしまったことから、児童相談所の体制や専門性の強化はもちろんのこと、児童虐待関連部所のみでの強化や連携にとどまることのないよう、これまでの取組に加えてさらに進めるため、第3次札幌市児童相談体制強化プラン(以下「第3次プラン」という。)を策定する。

## 2 強化プランの位置付け

- 児童相談所が中心となって継続的に取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための具体的な取組を明らかにしたものの。
- 「第4次さっぽろ子ども未来プラン」や「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」と整合性を図りながら取組を進め、札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置づけられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的方向に沿った計画となるよう策定。



## 3 計画期間

- 第3次プランの計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで。
- 取組内容等について、令和4年度(2022年度)に中間的な点検・評価を行う。

## 2 札幌市の児童相談に関する現状

## 1 札幌市児童相談所の状況

- 相談受理件数は増加傾向にあり、平成27年度からの5年間で約1,900件の増となっている。
- 相談件数等の増加に伴い、一時保護児童数も増加傾向にある。緊急での一時保護が必要なケースも多く、平成28年4月から定員数を36人から50人に拡充して対応。

## 《相談種別受理件数》

種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
養護相談	3,346	3,451	3,701	3,922	4,615
保健相談	0	0	0	1	1
障がい相談	2,404	2,467	2,409	2,400	2,514
非行相談	168	154	145	141	120
育成相談	550	417	469	469	436
その他の相談	106	246	287	544	767
合計	6,574	6,735	7,011	7,477	8,453

## 《一時保護所における一時保護児童数の推移》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実人員	305人	361人	382人	363人	458人
延人員	9,887人	13,075人	13,412人	14,180人	16,356人
一日平均在所児童数	27.1人	35.8人	36.7人	38.8人	44.7人
一日平均在所日数	32.4日	36.2日	35.1日	39.1日	35.7日

※年度をまたいで一時保護した場合は、一時保護所を退所した年度でカウント

## 2 札幌市における児童相談体制の状況

- 各区では、18歳未満の子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置。
- 要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を設置。

## 3 社会的養護の状況

## 《市内の社会的養護の資源状況》 ※令和元年度末時点

	乳児院	児童養護施設	グループホーム	ファミリーホーム	里親世帯数	児童措置枠(受け皿※)
箇所数	1	5	8	11	262	689
定員数	40	273	48	66		

※児童措置枠(受け皿)＝乳児院定員数＋児童養護施設定員数＋グループホーム定員数＋ファミリーホーム定員数＋里親世帯数

## 《年齢別里親等委託率》

	里親委託	FH委託	施設入所	里親委託率
3歳未満	21	2	37	38.3%
3歳以上就学前(6歳)	41	10	70	42.1%
学齢期(7歳)以上	106	44	405	27.0%
合計	168	56	512	30.4%

## ①乳児院、児童養護施設への入所措置状況

施設名	市内			市外	
	乳児院	児童養護施設	小計	乳児院、児童養護施設小計	
定員数	40	321	361	1,090	
措置児童数	31	299	330	216	

## ②里親、ファミリーホーム委託児童数

	里親	ファミリーホーム(FH)	合計
委託児童数	168	56	224
市内の里親(FH)への委託	154	53	206
市外の里親(FH)への委託	14	3	17

## 4 児童相談等に関する件数の推計

- 児童相談所や区家庭児童相談室で受理する相談件数や一時保護を必要とする児童は、今後も増加することが見込まれる。
- 社会的養護を必要とする要保護児童※も増加し、需要(要保護児童数)が供給(社会的養護の資源)を上回る状態が続くことが見込まれる。  
※「要保護児童」：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

## 《児童相談所の相談受理件数の推計》

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談受理件数	8,453	8,741	8,987	9,183	9,372	9,557

## 《区家庭児童相談室の相談受理件数の推計》

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談受理件数	3,466	5,074	5,622	6,171	6,837	7,504

## 《一時保護児童数の推計》

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実人員	755	776	798	816	834	851
延人員	28,073	29,088	30,154	31,081	32,019	32,929

## 《要保護児童数の推計》

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要保護児童数	787	798	805	811	818	824
3歳以上	55	56	57	57	58	58
3歳以上就学前	93	95	96	96	97	98
学齢期以降	639	647	652	658	663	668

※4表とも令和元年度については実績。令和2年度以降については推計。

## 5 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況

- 平成29年度から平成31年度までの3年間で重点取組期間とし、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けた各取組を実施。また、実施状況を踏まえ、継続課題等について整理。

方向性1 相談支援力の強化	
取組	・アセスメントツールの開発 ・虐待防止ハンドブック、在宅支援アセスメントシートが完成。 ・ツールを活用した児童相談所と区の合同研修を開催。
課題	・開発したツールの周知・利用。ツールを活用した研修。
方向性2 専門性の強化	
取組	・スキルアップ研修の充実 ・児童相談所への専門職の配置 ・児童福祉法義務研修に加え、体系的な研修を開始。 ・児童相談所に常勤の医師職を配置。 ・児童相談業務に関する弁護士への相談体制を整備。
課題	・検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修の検討・対応。
方向性3 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
取組	・児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有 ・児童家庭支援センターとの連携強化 ・家庭児童相談室へ児童相談所システムを拡大(閲覧開始)し、家庭児童相談室を主担当とするケースのシステム管理を開始。 ・児童相談所、家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会を開始。
課題	・妊娠前から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進。 ・児童相談所による各区の支援の強化。 ・一時保護の受け皿確保。
方向性4 地域資源の整備と地域支援の充実	
取組	・養育支援員の派遣 ・児童家庭支援センターの整備 ・養育状況の改善が必要な世帯等に養育支援員の派遣を開始。 ・児童家庭支援センター未設置の児童養護施設への設置支援。
課題	・養育支援員の提供体制の拡大。 ・要対協を活用した在宅児童や家庭への支援強化。
方向性5 社会的養護体制の強化	
取組	・新規里親開拓と里親支援の推進 ・施設入所児童等に対する自立支援 ・未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始。 ・支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。
課題	・里親支援の充実や包括支援体制の構築。 ・市内における社会的養護の受け皿拡充。 ・社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続。

### 第3次札幌市児童相談体制強化プラン（素案）【概要版】

#### 6 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況

- 令和元年6月に児童虐待防止緊急対策本部を設置し、再発防止に向け緊急に対応を開始。
- 令和2年5月に児童虐待防止対策推進本部へと改組し、再発防止のための取組を全庁的に拡大・推進。

取組事項	対応状況
1 乳幼児健診未受診者等の再点検	・対象の子どもについて、全員の安否を確認済。 ・乳幼児健診診査マニュアルを改訂。
2 警察との確実な連携	・虐待調査における連携方策や情報共有のあり方について、実務者で協議を実施。
3 夜間・休日対応の検討	・休日に加え平日夜間においても、当番による緊急時の対応体制を開始。 ・令和元年10月1日新設の児童相談所緊急対応担当部に令和2年度8名増員し、変則勤務を令和2年5月から開始。
4 リスク再評価方法の徹底	・虐待通告は全てリスクアセスメントシートを作成し、リスク(再)評価を徹底。 ・48時間ルールの徹底を図るため、虐待通告の受理及び進捗状況を毎日確認。
5 児童相談体制及び第二児童相談所の早期検討	・検討を進め、第二児童相談所の検討状況について地域説明会を実施。 ・仮設一時保護所について、設置に向けた準備を開始。
6 区における母子保健・児童相談体制の強化	・子育て世代包括支援センターの機能強化。 ・子ども家庭総合支援拠点の機能整備。
7 母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討	・母子保健情報システムに、進捗管理及び情報共有のため検索機能を追加。 ・家庭児童相談システムを新規開発。児童相談所と家庭児童相談室が相互に情報を閲覧可能。

#### 3 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

##### 児童福祉法の改正など

- 平成28・29年に児童福祉法等の抜本的な改正があり、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先されるという権利擁護の理念が新たに盛り込まれた。
- 平成30年には、全国的に深刻な児童虐待事案が続いたことを背景として、国において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定。児童相談所の児童福祉司、児童心理司など専門職員的大幅増といった体制強化や、子ども家庭総合支援拠点の設置、関係機関間の連携強化等が求められている。

##### 2次プランの実施を踏まえた課題

- 第2章で整理したとおり、研修や職員育成による専門性強化、相談機関間での支援情報やアセスメントの共有、要対協の強化、里親支援の強化など、引き続き取り組むべき項目がある。

##### 検証報告書での課題を踏まえた提言

- 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

##### 課題解決のための基本的方向性

札幌市の児童相談に関する現状に加え、上記の内容等に対応するため、札幌市子ども子育て会議児童福祉部会での審議等を経て、本市が抱える児童相談体制に関する課題を解決するための5つの方向性を決定。

- 【方向性1】子どもの権利擁護**  
・児童虐待の発生予防、権利を保障するための環境整備
- 【方向性2】地域における相談支援体制の強化**  
・区要対協の機能強化、各区保健センターの体制強化
- 【方向性3】専門的相談支援体制の強化**  
・児童相談所職員の専門性確保・向上、(仮称)第二児童相談所の整備
- 【方向性4】個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実**  
・社会的養護を必要とする子どもの受入れ体制の整備
- 【方向性5】関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化**  
・各関係部所・機関との連携促進や包括的な対応

#### 4 具体的取組

- 上記の方向性に沿って、今後速やかに取り組んでいくべき事項を具体的取組として整理。
- 各取組を連携して実施するなど、取組が全体としてより効果を発揮できるように努める。

#### 1. 子どもの権利擁護

(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等	2次プラン 検証報告書	— —
(2) 「権利ノート」の活用	【継続】	「権利ノート」の活用	2次プラン 検証報告書	— —
	【新規】	子どもの権利の説明のあり方検討 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	— —
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケート制度の検討	【新規】	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケート制度構築の検討 計画期間の早期	2次プラン 検証報告書	— —
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	【強化】	実践的研修の実施 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	— —

#### 2. 地域における相談支援体制の強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	【強化】	各区家庭児童相談室の人員等体制の強化 計画期間の早期	2次プラン 検証報告書	【方向性4】② 提言(3) ①
(2) 各区における児童相談支援体制の強化	【新規】	子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付け 計画期間の早期	2次プラン 検証報告書	— 提言(1) ①
	【新規】	児童相談所の区支援の体制整備 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② 提言(1) ②
(3) 母子保健相談体制の強化	【強化】	母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員 計画期間の早期	2次プラン 検証報告書	【方向性3】① 提言(2) ①②③

#### 3. 専門的相談支援体制の強化

(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置	【強化】	児童福祉司の国基準への増員 令和4年度まで 【配置】R2:58名 → R4:68名	2次プラン 検証報告書	— 提言(5) ①
	【強化】	児童心理司の国基準への増員 令和6年度まで 【配置】R2:22名 → R6:33名	2次プラン 検証報告書	— —
	【継続】	医師、保健師の配置	2次プラン 検証報告書	— —
	【新規】	弁護士等の常時配置の実施 計画期間の早期	2次プラン 検証報告書	— —
(2) 介入と支援に対応した体制の確立	【継続】	介入と支援部門の分離、「48時間ルール」の徹底	2次プラン 検証報告書	— 提言(3) ③ 提言(4) ①②③
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底	【継続】	アセスメントシートの活用、研修の実施	2次プラン 検証報告書	【方向性1】①・② 提言(3) ②
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制	【新規】	体系的な体制、キャリア形成等の検討 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ①・③
(5) 体系的な研修の計画と実施	【強化】	研修の体系化など職員の育成・研修体制の確立 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ②・③
	【新規】	職員研修計画の外部専門家による評価等の検討 令和3年度から	2次プラン 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ④
(6) (仮称)第二児童相談所の整備	【新規】	(仮称)第二児童相談所の整備 令和3年度から 【設計】令和3年度開始	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② 提言(4) ④
(7) 一時保護体制の強化	【新規】(再掲)	(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置	2次プラン 検証報告書	【方向性3】③ —
	【新規】	仮設一時保護所の設置 令和3年度 【定員】仮設一時保護所20名拡充	2次プラン 検証報告書	【方向性3】③ —

### 第3次札幌市児童相談体制強化プラン（素案）【概要版】

<b>(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築</b>			
【新規】 令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	2次プラン 検証報告書	【方向性3】① 提言(3)⑤
【新規】 令和3年度	養育支援員の提供体制の拡大の検討	2次プラン 検証報告書	【方向性4】① 提言(1)④
<b>(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価</b>			
【新規】 令和3年度	検証報告での提言への取組状況の外部評価	2次プラン 検証報告書	— 提言(7)
<b>(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進</b>			
【新規】 計画期間の早期	自己点検の実施、外部評価の検討	2次プラン 検証報告書	—
<b>4. 個々の子ども状況に応じた社会的養護体制の充実</b>			
<b>(1) 里親委託と里親支援の推進</b>			
【強化】 令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なリクルート等の取組 【里親委託率】R1: 30.5%→R6: 38.0%	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —
【新規】 令和3年度から	民間フォostリング機関の設置	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —
<b>(2) 施設の小規模化かつ地域分散化</b>			
【継続】	施設本体のケア単位小規模化や、地域小規模児童養護施設の設置推進	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
<b>(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充</b>			
【強化】 令和3年度から	専門職員配置の促進、研修実施による機能強化	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
【新規】 計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
<b>(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化</b>			
【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2: 4箇所 → R4: 6箇所	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —
【強化】 令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —
<b>(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化</b>			
【強化】 令和3年度から	母子生活支援に関わる機関の連携強化	2次プラン 検証報告書	—
<b>(6) 社会的養護自立支援の推進</b>			
【継続】	社会的養護自立支援事業の実施	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —
【継続】	社会的養護経験者へのヒアリング	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —
<b>5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化</b>			
<b>(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用</b>			
【継続】	ハンドブックを用いた理解の促進	2次プラン 検証報告書	— 提言(1)⑤
<b>(2) 関係機関と連携した支援の体制</b>			
【強化】 令和3年度から	関係機関との合同研修の強化	2次プラン 検証報告書	【方向性1】② 提言(1)③ 提言(3)④
【強化】 令和3年度から	要対協各区代表者会議の体制強化	2次プラン 検証報告書	【方向性4】② 提言(3)①
<b>(3) DV相談窓口との連携強化</b>			
【継続】	情報共有の徹底	2次プラン 検証報告書	— 提言(6)②・③
【強化】 令和3年度から	支援関係機関での研修会等実施	2次プラン 検証報告書	【方向性2】① 提言(6)②・③
<b>(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施</b>			
【新規】 計画期間の早期	支援のあり方についての調査及び検討	2次プラン 検証報告書	— 提言(6)①
【新規】 計画期間の早期	支援の枠組み創設	2次プラン 検証報告書	— 提言(6)①

### 5 (仮称)第二児童相談所設置について

#### 1 児童相談所設置

- 児童相談所の機能・・・①区(市町村)援助機能、②相談機能、③一時保護機能、④措置機能
- 児童相談所の業務・・・①調査、診断、判定(アセスメント)、見立て、②援助方針の作成及び援助活動

#### 2 札幌市児童相談所の現状

- 開設日・・・・・・平成5年11月29日
- 建築構造・・・・・・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地上4階、地下2階、塔屋1階)
- 延床面積・・・・・・6,260.72㎡(児童相談所:2,250.52㎡、発達医療センター:651.71㎡、はるにれ学園:551.21㎡、その他共有等:2,807.28㎡)

#### 3 (仮称)第二児童相談所設置方針

##### 【設置する部門】

- 総務部門・・・・・・庶務、経理、庁舎管理等
- 一時保護部門・・・・児童の一時保護、生活指導、行動観察
- 調査部門・・・・児童虐待通報・通告に関する初期調査
- 相談部門・・・・児童や家庭の相談、指導、措置
- 判定部門・・・・児童等の心理診断、医学的診断

##### 【設置予定地】

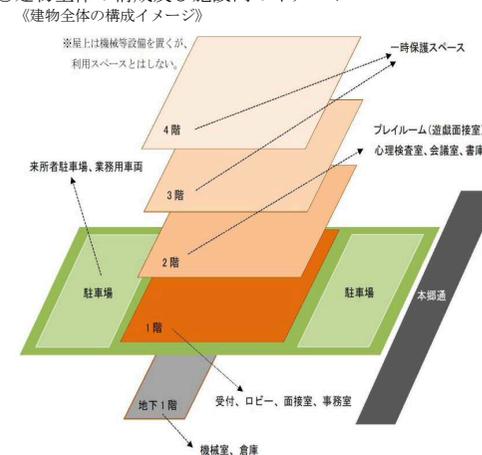
- 白石区本郷通3丁目北(旧水道局白石庁舎(跡地))

項目	内容
主要交通	地下鉄「白石駅」下車 徒歩10分
敷地面積(建蔽率/容積率)	2,674.02㎡(80%/300%)
用途地域、防火地域	近隣商業地域、準防火地域
高度地区	45m高度地区

##### 【施設プラン】

- 施設構成・・・・・・(総務・調査・相談・判定部門)事務室、会議室、倉庫、面接室など(一時保護部門)事務室、厨房、アリーナ、一時保護居室など

- 建物全体の構成及び施設内のイメージ



【担当地区】  
アクセシビリティ等を考慮して以下のとおり。  
◇現児童相談所・・・・中央、北、東、南、西、手稲  
◇(仮称)第二児相・・・・白石、厚別、豊平、清田

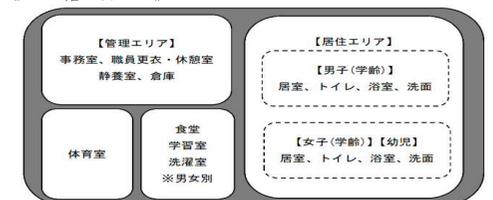
《1階のイメージ》



《2階のイメージ》



《3・4階のイメージ》



- 整備手法・・・・・・公設公営